

番号：170525

国名：ヨルダン

担当：ヨルダン事務所

案件名：ヨルダン・日本・イスラエル三角協力：ヨルダン先進農業技術の導入計画プロジェクトフェーズ3（果樹栽培技術指導）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：果樹栽培技術指導
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月下旬から2017年12月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0. 25 M/M、現地 2. 67 M/M、合計 2. 92 M/M
- (3) 業務日数：準備期間 3日 現地業務期間 80日 整理期間 2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月9日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について> 調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型)) > 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き) (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月22日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	果樹栽培(特に熱帯果樹)に係る各種業務
対象国/類似地域	ヨルダン/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ヨルダンの農業部門はGDP全体の28%を占め、雇用確保、食糧供給、地域開発などで重要な役割を果たしているが、これら農業の担い手は多くが小規模農家であり、先進の施設や技術、十分な資金も無く、先進的農業から取り残されてきた。ヨルダン政府は、こうした小規模農家への支援の取り組みに力を入れるため、「ヨルダン国立農業研究・普及センター（National Center for Agricultural Research and Extension; 以下、「NCARE」）」の組織・能力強化を目指すとともに、類似した乾燥気候下での先進農業技術を有するイスラエルから、その知識と技術をNCARE研究者と普及員に習得させ、さらにヨルダン農民に普及することを企図して、日本政府にヨルダン・日本・イスラエルの三角協力による技術協力プロジェクトの実施を要請した。本件協力は、ヨルダンとイスラエル両国間の信頼を醸成し、わが国が主導する「平和と繁栄の回廊」構想に貢献することが期待されるため、NCAREをヨルダン側実施機関とし、イスラエル外務省国際協力局（Agency for International Development Cooperation in Ministry of Foreign Affairs; 以下、「MASHAV」）とイスラエル農業国際開発協力局（Center for International Agricultural Development Cooperation; 以下、「CINADCO」）をイスラエル側のカウンターパートとして、①「ヨルダン乾燥地域における先進農業技術の導入計画プロジェクト」（2008年～2012年）、②「ヨルダン・日本・イスラエル三角協力：ヨルダン先進農業技術の導入計画プロジェクト第2フェーズ」（2012年～2016年）が実施された。これら2件の先行案件の成果を活かしつつ、より効果的なNCAREの普及システムの構築・強化と、個々の技術系スタッフのさらなる普及能力の強化に取り組む必要性から、ヨルダン政府は我が国に対し、先進技術の普及システムの整備・強化と普及人材の育成を目指した技術協力「ヨルダン・日本・イスラエル三角協力：ヨルダン先進農業技術の導入計画プロジェクトフェーズ3」（以下、「第3フェーズ」）の実施を要請し、2017年1月から3年間の協力が開始された「第3フェーズ」では現在、2名の長期専門家（チーフアドバイザー／淡水養殖、業務調整・モニタリング）を派遣中である。

「第3フェーズ」では「淡水養殖」「熱帯果樹栽培」「普及のための広報」「計画・モニタリング」の4つを主な活動分野として協力を行っているが、「熱帯果樹栽培」分野については、ヨルダン渓谷底部の対象地域（北部-北ショーナ及びデールアラー、中部-ゴール・サフィー、南部-ワディ・アラバ）の農家にマンゴ、アボカド、グアバの栽培技術を導入・定着させることを目的に、NCAREの試験圃場及びパイロット農園での試験栽培、普及員向けの指導マニュアルや農家向け普及活動用資料の作成、イスラエルでの第三国研修、ヨルダン国内研修等の活動を実施する。

「第3フェーズ」の開始直後の2017年1月、ヨルダンにおける熱帯果樹生産・販売に関する基礎データの収集、第2フェーズで対象としたNCAREの試験圃場及びパイロット農園での試験栽培の結果の確認のため現地訪問調査を行い、「第3フェーズ」における栽培活動及び普及活動を行う際の留意点の整理を目的に、日本人の短期農業コンサルタントを派遣し3週間の調査を実施した。その結果、①環境が異なるヨルダン各対象地域で栽培に適した熱帯果樹の選定、②輸入に頼らないNCAREによる苗木栽培（生産）技術の確立、③パイロット農家を巻き込んだ普及活動の強化の重要性について提言を受け、これらを軸とした活動を開始した。「第3フェーズ」では本年7月にマンゴ、アボカド、グアバの苗木、接木用の台木、種子の調達を行い、上記②の実現に向けた準備を進めている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、JICAヨルダン事務所の指示の下、プロジェクトチーム（チーフアドバイザー、業務調整専門家）と、NCARE C/P、CINADCO、JICAヨルダン事務所・JICAパレスチナ事務所、JICA農村開発部からの情報を元に、第3フェーズにおける、パイロット農園のモニタリング手法に対する助言、熱帯果樹栽培管理全般の指導方法を提言することが求められている。

具体的担当事項は以下のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2017年9月上旬）

- ①プロジェクト関連資料等を入手・分析の上、現在までの協力活動の経緯および「熱帯果樹栽培」部門の活動内容、進捗状況及び課題を把握する。その上で業務全体の方針・方法および作業計画を検討する。
- ②JICAヨルダン事務所担当者、プロジェクト日本人専門家チーム、CINADCOとメールでの打合せを実施し、本活動業務全体の効率的な進め方についてすり合わせを行う。
- ③質問票(英文)を作成し、NCARE幹部(所長、副所長)と熱帯果樹部門カウンターパートおよびCINADCOのプロジェクト関係者に事前配布する。(回収は現地到着後とする)
- ④上記①と②の結果をもとに、現地滞在中の活動計画・ワークプラン(英文)を取りまとめJICA農村開発部、JICAヨルダン事務所および日本人長期派遣チーム(2名)に内容を事前に送付する。

(2) 現地派遣期間(2017年9月上旬～11月下旬)

- ①上記③で配布した質問票の分析結果及び上記④で取りまとめたワークプランを基にJICAヨルダン事務所、プロジェクト日本人専門家チーム、NCARE熱帯果樹部門カウンターパート及びCINADCOと現地派遣期間中の業務工程および業務方針について詳細を打ち合わせ、業務内容の確認を行う。
- ②プロジェクト対象地域(北ショーナ、デールアララ、ゴール・サフィー、ワディ・アラバ)のパイロット農園と試験場の現状を把握するため現地踏査を実施する。その上でNCARE熱帯果樹部門カウンターパートに対し、以下の活動を実施する。
 - (ア) NCAREカウンターパートに同行し普及活動内容と現状、モニタリング方法を確認する。特に熱帯果樹栽培に必須な基本技術の指導内容を確認し、問題点の抽出と改善点を把握する。また、農家に聞き取りを実施し、農家が必要としている普及指導内容を把握し、その上で普及活動の問題点と改善点を提言する。
 - (イ) プロジェクト対象地域のパイロット農園に植樹された熱帯果樹の剪定方法をNCAREカウンターパートを通して農民に指導する。
 - (ウ) プロジェクト対象地域のパイロット農園にて熱帯果樹生産と防疫方法をNCAREカウンターパートと共に技術指導する。
 - (エ) デールアララNCARE農業試験場にて熱帯果樹の播種から鉢上げ、水やり等の苗木育成管理および接木技術を指導する。
 - (オ) デールアララNCARE農業試験場にて熱帯果樹用グリーンハウスの修繕・メンテナンスの監理を行うと共にグリーンハウスでの苗木栽培管理技術を指導する。
- ③ NCARE熱帯果樹部門カウンターパート、普及員とともに以下の業務を実施する。
 - (カ) 熱帯果樹栽培のための基礎知識を含め、上記(ア)から(オ)に関するNCARE研究員/普及員向けマニュアル及びパイロット農家向けマニュアルをそれぞれ作成する。
 - (キ) 各プロジェクト対象地域で、パイロット農家、周辺農家を対象とした熱帯果樹栽培技術ワークショップを各1回ずつ開催する。
- ④熱帯果樹部門カウンターパート、日本人長期専門家(2名)と共にCINADCOとのテレビ会議を少なくとも1回開催し、熱帯果樹部門への今年度の協力計画及び日本側・イスラエル側双方の役割分担の確認、イスラエル人短期専門家のヨルダン訪問指導及びヨルダン人C/P及びパイロット農民のイスラエル研修・視察に関する内容確認・意見交換を行う。
- ⑤9月(あるいは10月)派遣予定のCINADCO短期専門家のヨルダンでの現地調査・指導に同行し、パイロット農園の現状把握を支援すると共に、意見交換を通して得た知見を今般派遣における技術指導業務に有効に活用する。
- ⑥現地業務結果報告書(英文)を作成し、業務実施および調査結果をJICAヨルダン事務所及びNCAREに報告する。なおCINADCOにはJICAヨルダン事務所を通して報告書を提出する。

(3) 帰国後整理期間(2017年11月下旬)

- ①専門家業務完了報告書(和文・英文)を作成する。同報告書の作成にあたっては、JICAヨルダン事務所担当者及びプロジェクト専門家と十分に協議を行うこと。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)「専門家業務完了報告書」とする。

(1) ワークプラン (英文7部: 監督職員、プロジェクトチーム、JICAヨルダン事務所、JICAパレスチナ事務所、JICA農村開発部、NCARE、CINADCO)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

(2) 現地業務結果報告書 (英文7部: 監督職員、プロジェクトチーム、JICAヨルダン事務所、JICAパレスチナ事務所、JICA農村開発部、NCARE、CINADCO)

記載項目は以下のとおり。

① 業務の具体的内容

② アクションプラン (英文)

(3) 専門家業務完了報告書 (和文5部: 監督職員、プロジェクトチーム、JICAヨルダン事務所、JICAパレスチナ事務所、JICA農村開発部)

(英文7部: 監督職員、プロジェクトチーム、JICAヨルダン事務所、JICAパレスチナ事務所、JICA農村開発部、NCARE、CINADCO)

記載項目は以下のとおり。

① 業務の具体的内容

② 業務実施上遭遇した課題とその対処

③ アクションプラン

④ プロジェクト実施場での残された課題

⑤ その他

体裁は簡易製本とし、電子データ (CD-R5部) を併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

経路は、成田⇒ドバイ⇒アンマン⇒ドバイ⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年9月上旬～2017年11月下旬を予定しています。

② 現地での業務体制

プロジェクトサイトでは2017年1月から長期専門家 (チーフアドバイザー及び業務調整) の2名が活動をしています。

③ 便宜供与内容

プロジェクト業務調整専門家による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳備上

アラビア語の通訳を必要に応じて備上

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチーム・JICAヨルダン事務所が必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

NCARE内プロジェクト・オフィスにおける執務スペースを提供します。

キ) 携帯電話貸与 有り (ヨルダン国内での業務連絡、緊急連絡用に貸与します)

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料がJICAウェブサイトで公開されています。

・プロジェクト基本情報

<http://gwweb.jica.go.jp/KM/ProjectView.nsf/11964ab4b26187f649256bf300087d03/3961d2ceed546d65492580280079e8af?OpenDocument>

②本業務に関する以下の資料をJICAヨルダン事務所 (Arai.Keiko@jica.go.jp 担当: 新井) にて配布します。

・Record of Discussion (R/D)

・Minutes of Meeting (M/M)

・Project Design Matrix (PDM)

・果樹栽培現状調査コンサルタント最終報告書 (2017年3月、和・英)

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、日本大使館、JICAヨルダン事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとるようお願いします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③ 現地業務に先立ち外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上